

第3回会議の 主な議決事項

新市名称の公募方法

〈公募の目的〉

- ・住民の合併問題に対する関心の喚起を図る。
- ・合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- ・新市名を幅広く公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- ・新市名を幅広く公募することにより、川西薩地区の知名度の向上を図る。

〈公募方法〉

- ・応募資格は、特に制限を設けない。

- ・応募は、応募用紙、官製はがき、ファックスまたはホームページから、一回につき一点だけ記入。一人何点でも応募できる。ただし、同一人の同一名称の応募は一点限り。

〈公募期間〉

平成十五年四月一日から五月三十一日（消印有効）まで。

〈発表〉

協議会において新市名が決定された後、協議会日より、各市町村広報紙及びホームページで発表。

〈賞品〉

新市名として決定された作品の中から、応募者に抽選で賞品を贈呈。

〈使用する文字〉

漢字、ひらがな、カタカナのみを使用し、漢字の場合には必ずふりがなを振る。

〈現在の九市町村名の使用〉

使用しない。表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の九市町村をそ

のまま使ったもの、あるいは含むものすべて無効。（現在の九市町村名と表記が異なるものでも読みが同じなら無効）

- 名称
- ② 川西薩地区の特徴を表す名称
- ③ 川西薩地区の歴史・文化にちなんだ名称
- ④ 住民の地域イメージにふさわしい名称
- ⑤ 住民の一体性を醸成しやすい名称
- ⑥ 対外的に覚えやすい名称
- ⑦ その他、新市としてふさわしい名称

合併協議会内に設置する新市名称候補選定小委員会において選定基準を定め、それに基づき応募作品の中から候補名を五ポイント選定し、小委員会において選定された候補名の中から新市名を決定する議案を法定合併協議会に提案し、法定合併協議会において新市名候補一点を決定する。

〈選定方法〉

- ・新市名称候補は、応募作品の中から五ポイント程度を小委員会の協議により決定する。
- ・法定協議会で一点に選定する。

〈応募作品の修正〉

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

〈選定にあたっての留意事項〉

同一新市名称の応募数については、選定の際の参考に留めることとする。

新市名称候補選定基準等

〈選定基準〉

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- ① 川西薩地区が地理的にイメージできる

新市名称 検討スケジュール

H15

- 1/14 新市名候補選定小委員会の設置
- ↓
- 2/5 第1回小委員会会議
(新市名称の公募方法・選定基準の検討)
- ↓



- 2/13 第3回法定協議会
(新市名の公募方法・選定基準を決定)
- ↓

- 4/1 公募開始
- ↓

- 5/31 公募締め切り
- ↓

集計作業

- 6/26 第2回小委員会会議
(集計結果の報告、賞品及び贈呈対象者の決定方法の協議)
- ↓

- 7/10 第3回小委員会会議
(名称20点程度絞り込み)
- ↓

- 7/24 第9回法定協議会
(新市名称候補選定小委員会から中間報告)
- ↓

- 8/4 第4回小委員会会議
(名称5点程度絞り込み)
- ↓

- 8/28 第11回法定協議会
(5点程度の新市名称について提案)
- ↓

- 10/23 第14回法定協議会
(新市名称について1点を決定)
- ↓

H16

- 3月 新市名称等の議案を関係市町村議会で議決
- ↓
- 10月 合併施行